

特定盛土または土石の堆積に関する工事の届出 チェックリスト

No.	書類の名称	様式	区分		備考	☑
			特定盛土等	土石の堆積		
1	特定盛土等に関する工事の届出書	様式第十九	要	—	(省令第58条第1項)	
2	土石の堆積に関する工事の届出書	様式第二十	—	要	(省令第58条第2項)	
3	届出地及びその周辺の写真	—	要	要		
4	住民票又は個人番号カードの写し	—	要 <個人>	要 <個人>	・個人番号カードの写しの場合は番号を黒塗りしたもの	
5	法人の登記事項証明書	—	要 <個人>	要 <個人>	・個人番号カードの写しの場合は番号を黒塗りしたもの	
6	役員の住民票又は個人番号カードの写し	—				
7	その他、添付を要する図面	—	「1. 宅盛・特盛許可申請に必要な書類等」 「3. 許可申請に添付する図面」と同様			

【参考】 特定盛土または土石の堆積に関する届出が必要な工事

区域	行為	規模
特定盛土等 規制区域	宅地造成、 特定盛土等	①盛土で、高さが1mを超える崖を生ずるもの ②切土で、高さが2mを超える崖を生ずるもの ③切土と盛土を同時に行う場合、盛土の高さが1m以下であっても、切土と合わせて高さが2mを超える崖を生ずるもの ④①、③に該当しない盛土で、高さが2mを超えるもの ⑤①～④に該当しない盛土又は切土で、当該盛土又は切土をする土地の面積が500㎡を超えるもの
	土石の堆積	①高さが2mを超える土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えるもの ②①に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が500㎡を超えるもの

区域指定の際に行われている工事に関する届出 チェックリスト

No.	書類の名称	様式	区分		備考	☑
			宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積		
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書	省令第十五	要	—	(省令第52条第1項、第82条第1項)	
2	土石の堆積に関する工事の届出書	省令第十六	—	要	(省令第52条第3項、第82条第2項)	

工事の規模が「6-2 定期報告」に記載した、定期報告が必要な対象規模を超える場合は、以下を添付。

No.	図面の名称	様式	区分		明示すべき事項	☑
			宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積		
1	位置図	—	要	要	・縮尺、方位、道路及び目標となる地物	
2	地形図	—	要	要	・縮尺、方位及び土地の境界線（赤枠で囲むこと）	
3	土地の平面図	—	要	—	・縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分 ・崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り防止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	
		—	—	要	・縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が1/10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・空地の位置、柵その他のこれに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	
4	届出地及びその周辺の写真	—	要	要		